堆肥及び動物の排せつ物に関するチェックシート

**（提出は不要です）**

|  |
| --- |
| 堆肥及び動物の排せつ物の肥料については、再度、①使用できない原料が使用されていないか、②法令に沿って正しく表示しているかをチェックしてください。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 点検項目 | 確認欄 |
| Ⅰ 原材料 |
| １　汚泥を使用していないか。 | 　 |
| ２　魚介類の臓器を使用していないか。 | 　 |
| ３　尿素や硫安等を肥料成分を引き上げる目的で使用していないか。 | 　 |
| ４　凝集促進材を使用しているか。　　使用している場合　　　メーカー名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　製　品　名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　1. ポリアクリルアミド系高分子凝集促進材　・・・・・・・・□
2. ポリアクリル酸ナトリウム系高分子凝集促進材　・・・・・□
3. ポリアクリル酸エステル系高分子凝集促進材　・・・・・・□
4. ポリメタクリル酸エステル系高分子凝集促進材　・・・・・□
5. ポリアミジン系高分子凝集促進材　・・・・・・・・・・・□
6. アルミニウム系無機凝集促進剤　・・・・・・・・・・・・□
7. 鉄系無機凝集促進材　・・・・・・・・・・・・・・・・・□
 |  |
| ５　動物由来の肉や皮等を使用する場合、必要な手続を取っているか。 | 　 |
| Ⅱ 表示 |
| ６　原料や生産工程を変更した場合、主要な成分の含有量等の表示を更新しているか。 | 　 |
| ７　銅・亜鉛・石灰について、含有量が基準を上回る場合は、表示しているか。 | 　 |
| ８　腐熟促進材を使用している場合は、材料の名称を表示しているか。 | 　 |
| ９　動物由来原料を使用している場合は、必要な注意事項を表示しているか。 | 　 |

|  |
| --- |
| 原材料について |
| １ | 汚泥（注１）を使用すると「堆肥」ではなく「汚泥肥料」となり、農林水産大臣の登録が必要となるほか、有機農産物にも利用できない資材となります。（注１）汚泥とは、下水道の終末処理施設、し尿処理施設又は工場の排水処理施設等から生じた汚泥のことをいいます。 |
| ２ | 魚介類の内臓を使用した堆肥の場合、「水産副産物発酵肥料（普通肥料）」として登録が必要となります。 |
| ３ | 尿素や硫安等は、腐熟促進材として「堆肥」に使用することはできますが、肥料成分を引き上げる目的で使用することはできません。腐熟促進材としての役割を超えて使用した場合には、普通肥料として登録が必要となります。 |
| ４ | 動物の排せつ物に指定された凝集促進材（注２）を使用したものを原料とする肥料は「堆肥」等の特殊肥料として都道府県知事への届出のみで生産・販売できます。（注２）ポリアクリルアミド系高分子凝集促進材、ポリアクリル酸ナトリウム系高分子凝集促進材、ポリアクリル酸エステル系高分子凝集促進材、ポリメタクリル酸エステル系高分子凝集促進材、ポリアミジン系高分子凝集促進材、アルミニウム系無機凝集促進材、鉄系無機凝集促進材 |
| ５ | 動物由来の肉や皮等を使用する場合、牛の脊柱が混入しない生産工程の確認（大臣確認）、反芻動物由来の原料が混入しない生産工程の確認（FAMIC理事長確認）、管理措置等など手続が必要となります。 |
| 表示について |
| ６ | 「堆肥」及び「動物の排せつ物」については、主要な成分の含有量、原料などの品質に関する事項を表示する必要があります。このため、原料や生産工程を変更した場合には、表示を更新する必要があります。 |
| ７ | 主要な成分の含有量等のうち、銅・亜鉛・石灰については、含有量が基準を上回る場合は、表示する必要があります。 |
| ８ | 腐熟促進剤を使用している場合は、材料の名称を表示する必要があります。 |
| ９ | 動物由来原料（注３）を使用している場合、注意事項を表示する必要があります。（注３）動物由来原料を使用している場合とは、生産に当たって動物由来たん白質（ほ乳動物由来たん白質、家きん由来たん白質又は魚介類由来たん白質）が使われている場合を言います。 |

＜解説＞